

お知らせ

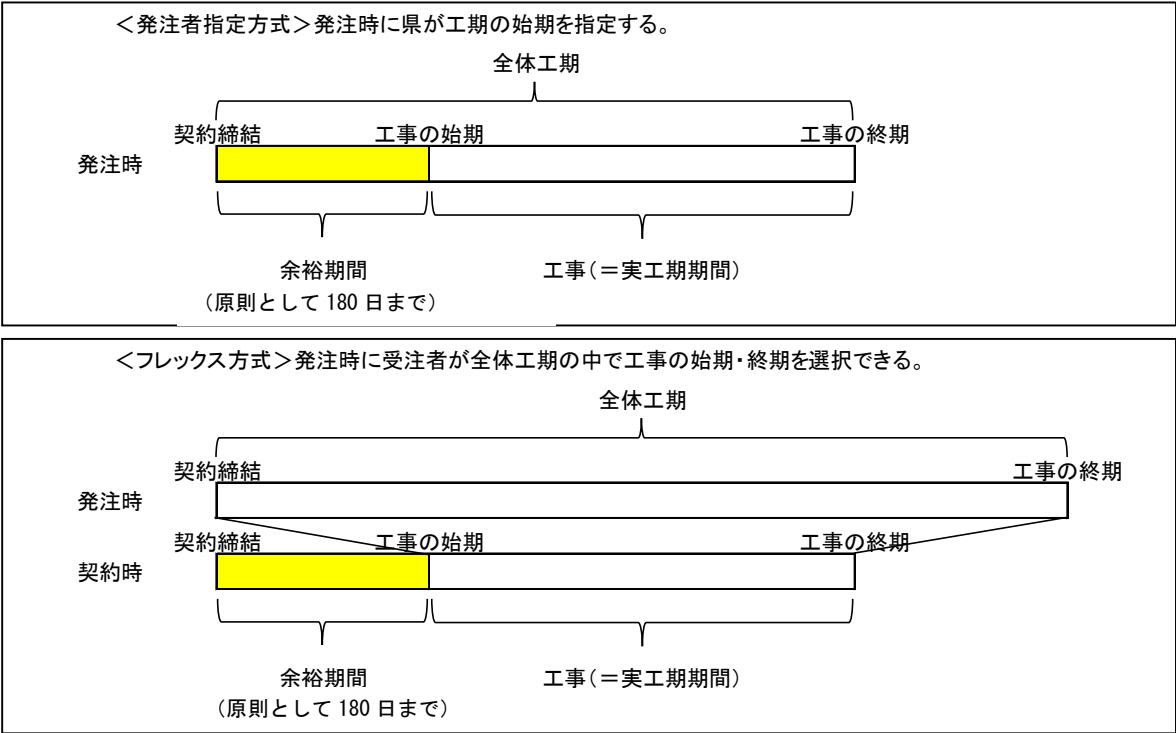
富山県農林水産部

富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度の試行について

富山県農林水産部では、下記のとおり余裕期間制度を一部改正しますのでお知らせします。

1 試行概要

対象工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事かつ災害復旧工事ではないもので、特別仕様書に明示する工事。



2 一部改正の適用時期

令和3年4月1日から施行し、同日以降の決裁にかかる工事から適用。

3 主な改正概要は下表のとおり

項目	改正	現行
工事の始期	工事の始期は、原則として契約締結日の翌日から180日以内とする。 ただし、現場条件等により、この期間を超えて余裕期間を設定する場合がある。	工事の始期は、原則として契約締結日の翌日から90日以内とする。 ただし、現場条件等により、この期間を超えて余裕期間を設定する場合がある。

(事務担当)
農林水産企画課経理係
TEL 076-444-3369
農村整備課技術管理係
TEL 076-444-3299